

地方自治体における公文書の管理に関する最近の取組

国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門官

本村 慈 もとむら・めぐみ

1. はじめに

「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法)が施行となって、そろそろ2年が経過する。同法第34条に、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とあるように、地方自治体に対しては努力義務が課せられており、その影響は、徐々にではあるが全国に広がりつつあるようである。

本稿では、今号(第49号)に寄稿していただいた自治体以外の、公文書管理条例等の制定や公文書館機能検討の動向などを中心に紹介する。

2. 公文書管理条例等を制定した自治体

地方自治体における条例制定の動向については、本誌第44号においても取り上げている¹が、これまでに公文書等の管理条例を制定した自治体

は、表1のとおりである。まずは、既に条例が制定された自治体について、時期を追って紹介したい。

2.1 志木市

埼玉県志木市では、平成23年度施政方針のなかで、「(仮称)志木市公文書管理条例の制定をめざす」と記され、同年11月に「(仮称)志木市公文書管理条例の素案」についての意見募集を行った。24年3月22日には「志木市公文書管理条例」²が公布され、同年4月1日より施行された。また、条例の規定に基づき「志木市公文書管理規程」³も定められている。志木市の条例の特徴としては、特定歴史公文書等の利用請求権について規定されていない点があげられる。

2.2 秋田市

秋田県秋田市では、平成23年11月から24年6月にかけての「秋田市公文書管理条例(仮称)

表1 地方自治体の公文書管理条例等の制定状況

No.	条例名称	制定	施行
1	宇土市文書管理条例	平成13年3月23日	平成13年4月1日
2	ニセコ町文書管理条例	平成16年12月17日	平成16年12月17日
3	大阪市公文書管理条例 ※	平成23年2月18日	平成23年4月1日
4	鳥根県公文書等の管理に関する条例	平成23年3月11日	平成23年4月1日
5	熊本県行政文書等の管理に関する条例	平成23年3月23日	平成24年4月1日
6	鳥取県公文書等の管理に関する条例	平成23年10月24日	平成24年4月1日
7	安芸高田市公文書等の管理に関する条例	平成23年12月22日	平成24年4月1日
8	志木市公文書管理条例	平成24年3月22日	平成24年4月1日
9	札幌市公文書管理条例	平成24年6月13日	平成25年4月1日
10	草津市市政情報の管理に関する条例	平成24年12月21日	平成25年3月31日
11	秋田市公文書管理条例	平成24年12月27日	平成26年4月1日

※条例の制定順とした。

※大阪市公文書管理条例は、公文書等の管理に関する法律制定に伴い条例改正された日付を記す。

検討委員会」での審議や、パブリックコメントの実施を経て、24年12月に「秋田市公文書管理条例」が市議会で可決された(全員一致)。同条例は、26年4月1日(公文書管理委員会に関する規定については25年4月1日)からの施行とされている。また、同市では、新庁舎への移転にあわせてファイリングシステムの導入に向けた取組も進めているとのこと。

2.3 草津市

滋賀県草津市では、平成23年に定められた草津市自治体基本条例⁴において、公文書は市民との共有財産であるとの考え方のもと、その管理方法や廃棄に関しては条例で定めることが規定されている。また、公文書管理法の趣旨にのっとり、既存の草津市文書規程をもとに「草津市市政情報の管理に関する条例(案)」が作成された。条例案については、平成24年10月にパブリックコメントを実施、11月に市議会へ提出され、12月21日に可決成立した。条例は、25年3月31日より施行される予定である。この条例では、歴史市政情報の永年保存については定められているが、利用についての規定はなく、他の市政情報と同様、情報公開制度により利用されることとなる。

3. 公文書管理条例等を検討中の自治体

以下は、現在、公文書管理条例等の制定を検討中の自治体の動きである。

3.1 香川県

香川県では、平成24年12月から25年1月にかけて、「香川県公文書等の管理に関する条例(仮称)案」についてのパブリックコメントが実施された⁵。「香川県公文書等の管理に関する条例(仮称)案の骨子」によれば、同条例は26年4月1日施行の予定とされている。なお、香川県の場合、香川県立文書館条例(平成5年制定)により平成6年に香川県立文書館が設置されており、文書館への移管措置や特定歴史公文書等の利用請求権などについての記述もある。

3.2 相模原市

神奈川県相模原市では、歴史的公文書の保存や市民等が利用する仕組、いわゆる「公文書館機能」の制度を定める「(仮称)相模原市公文書管理条例」の平成26年4月の施行を目指し、24年4月に設置された「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」⁶において、公文書の管理のあり方等について審議中である。また、同年9月には、歴史的公文書の意義や公文書館機能の必要性を職員及び市民に啓発するため、昭和29年の市制施行前の最後の町議会会議録や明治22年の旧青根村役場の条例許可証(許可をした当時の内務大臣は、山縣有朋)等といった、市のこれまでの営みを振り返ることのできる貴重な歴史的公文書を市役所本庁舎本館1階ロビーにおいて展示した⁷。



展示風景

3.3 豊中市

大阪府豊中市では、平成23年9月に「豊中市歴史的文化的文書保存利用検討会議」が設置された。24年10月には「豊中市歴史的文化的文書審議会」へ変更となり、市が保有する歴史的文化的文書の保存及び利用のあり方について審議している。豊中市では、文書事務の再構築を検討しており、その一環として、中間書庫的な位置付けである豊中市文書館(平成15年設置)の公文書館的な機能の充実を図ることを検討しているとのことである。

3.4 美幌町

北海道**美幌町**^{びほろちょう}では、美幌町自治基本条例庁内推進委員会によって出された「アクションプラン」⁸において、公文書の適切な管理に関する今後の取組として、ファイリングシステムの導入の検討、公文書管理条例の検討、公文書の手引きの作成の3つを取り上げている。具体的には、平成23年度中に条例の調査・研究を行い、24年度中には公文書管理条例制定可否の意思決定を行うとされ、今後の方向性としては、公文書管理条例についてはファイリングシステムの動向を踏まえて検討するようである。また、現時点では、条例制定の時期や内容、公文書館の設置等については未定であるとのことである。

4. 公文書館機能検討等に関する動き

本稿を執筆している平成25年2月の時点で、全国に公文書館は63館ある。公文書管理法施行以降の設置状況は表2に示した。また、札幌市(25年開館予定)、小布施町(25年開館予定)、高松市(26年開館予定)では、公文書管理条例の制定とともに、新たに公文書館を設置の予定である。これら自治体の詳細については、今号掲載の各論稿を参照されたい。

4.1 三重県

三重県では、平成26年に新県立博物館の開館を予定しており、この博物館に公文書館機能が備えられる予定である。これまでの経緯については、公文書館機能ワーキンググループによる

報告⁹に詳細が述べられているが、19年7月に当時の知事から新博物館及び公文書館のあり方について諮問を受けた三重県文化審議会が20年2月に答申を行い、これを受けて、同年3月に策定された「新県立博物館基本構想」のなかで公文書館機能の一体化ということがうたわれている。同年6月には公文書館機能ワーキンググループが、公文書選別の範囲や公開・保存の方法等についての検討を開始し、23年3月に上述の報告がまとめられた。このほか、22年には、県職員向けの「三重のアーカイブズ準備号」のメール配信や講演会の開催など、職員向けの周知活動¹⁰も行った。23年以降、公開規定の整備や引継ぎ、評価選別方法の見直し等の検討を実施し、26年の開館へ向けての準備が進められている。

4.2 金沢市

石川県金沢市では、平成23年度に「公文書選別基準策定委員会」を設置し、歴史公文書を選別するための基準を策定した。平成24年度設置の「歴史公文書保存・公開検討委員会」は、今後の選別作業によって収集される歴史公文書を適切に保存し、広く市民に公開していくため、その手法等について審議することを目的としており、平成25年2月から同年秋までに計4回程度の会議を開催し、公文書館の設置の是非を含め、歴史公文書の保存、公開のあり方について提言を受ける予定とのことである。

表2 公文書館設置状況

No.	公文書館名	所在地	設立
1	中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」	群馬県中之条町	平成23年4月1日
2	ふるさと府中歴史館	東京都府中市	平成23年4月1日
3	上越市公文書センター	新潟県上越市	平成23年4月1日
4	三豊市文書館	香川県三豊市	平成23年6月26日
5	島根県公文書センター	島根県松江市	平成23年11月1日
6	佐賀県公文書館	佐賀県佐賀市	平成24年4月1日
7	福岡共同公文書館	福岡県筑紫野市	平成24年4月1日

(国立公文書館ウェブサイト「関連リンク」より作成)

5. おわりに

本稿で取り上げたほかにも、公文書管理条例の制定や公文書館の設置について検討している自治体は多数あると思われる、当館にもさまざまな問合

せをいただく。国立公文書館では、職員の講師派遣や、地方公文書館・自治体との共催による地域研修会も年数回実施することとしている。今後も、各自治体の動きに注目し、相互の連携を図っていくこととしたい。

-
- ¹ 朝倉亮「地方公共団体における公文書管理条例制定の動向」(『アーカイブズ』第44号、2001年)では、鳥取県・熊本県・大阪市等の取組について紹介しているため、本稿では割愛した
http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/pdf/acv_44_p45.pdf (2013年2月5日参照)
 - ² 「志木市公文書管理条例」
http://www.city.shiki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e329RG00001187.html (2013年2月15日参照)
 - ³ 「志木市公文書管理規程」
http://www.city.shiki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e329RG00001188.html (2013年2月15日参照)
 - ⁴ 草津市自治体基本条例については、次のウェブサイトにも条例全文及び逐条解説が掲載されている
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/www/contents/1246067331860/index.html> (2013年2月15日参照)
 - ⁵ 「香川県公文書等の管理に関する条例(仮称)案について」
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kgwpub/pub/cms/detail.php?id=15360> (2013年2月15日参照)
http://www.pref.kagawa.lg.jp/kgwpub/pub/cms/upfiles/jyoureianno%20gaiyou_15360_1.pdf
(2013年2月15日参照)
 - ⁶ 「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shikumi/17561/002925.html> (2013年2月15日参照)
 - ⁷ 「歴史的公文書のロビー展示を行います」
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/dbps_data/_material_/localhost/kikaku/113500/pdf/houdou/2012_08/20120829_04.pdf (2013年2月15日参照)
 - ⁸ 「美幌町自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプラン 平成23年度の実施結果」
<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/docs/2012070600019/files/akusyonnpurann.pdf> (2013年2月15日参照)
 - ⁹ 「公文書館機能ワーキンググループ検討報告」
<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/koukinou/wgmatome1.pdf> (2013年2月15日参照)
 - ¹⁰ 「公文書館機能整備の推進」
<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/koukinou/index.htm> (2013年2月15日参照)